

議案第 7 2 号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例

第 1 条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年
杉並区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「利用開始前に児童相談所等において乳幼児の健康診断」を
「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第
1 4 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 1 項の健康診査をいう。以下同じ。）
（以下「健康診断等」という。））」に、「当該健康診断が前項に規定する利用乳
幼児に対する利用開始時の健康診断」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄
に掲げる健康診断」に、「当該利用開始時の健康診断」を「当該健康診断」に、
「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「当該健康診断等」
に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳幼児の利用 開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断、定期の健康診断又は臨時の 健康診断

第 2 条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例（平成 2 6 年杉並区条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携

型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号) 」に改める。

第 50 条中「) 」と」の次に「、第 25 条中「第 33 条の 10 第 1 項各号(幼
保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園
法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては
学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項
各号) 」とあるのは「第 33 条の 10 第 1 項各号」と」を加える。

第 3 条 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例(令和 7 年
杉並区条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

第 4 条 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成
26 年杉並区条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 13 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る等の必要が
ある。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正
する条例新旧対照表（抄）

第 1 条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
（虐待等の禁止） 第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 7 条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条第 1 項の健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断</u>の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>当該健康診断</u>の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、<u>当該健康診断等</u>	（虐待等の禁止） 第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （利用乳幼児及び職員の健康診断） 第 1 7 条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>利用開始前に児童相談所等において乳幼児の健康診断</u> _____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が前項に規定する利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>の全部又は一部に相当すると認められるときは、<u>当該利用開始時の健康診断</u>の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等に</u>

の結果を把握しなければならない。 3 及び 4 略	おける乳幼児の利用開始前の健康診断 の結果を把握しなければならない。 3 及び 4 略
------------------------------	---

第 2 条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (準用) 第 5 0 条 第 8 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 7 条から第 1 9 条まで、第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 2 7 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準	(虐待等の禁止) 第 2 5 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第 3 3 条の 1 0 各号</u> _____に掲げる 行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (準用) 第 5 0 条 第 8 条、第 9 条、第 1 2 条、第 1 4 条、第 1 7 条から第 1 9 条まで、第 2 3 条から第 2 5 条まで及び第 2 7 条から第 3 3 条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準

用する。この場合において、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第 2 項中「前条第 2 項」とあるのは「第 43 条第 2 項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第 46 条の規定による規程をいう。）」と、第 25 条中「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」とあるのは「第 33 条の 10 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

用する。この場合において、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第 2 項中「前条第 2 項」とあるのは「第 43 条第 2 項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第 46 条の規定による規程をいう。）」と _____

_____読み替えるものとする。

第3条による改正（杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第4条による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。